



環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 長

平成 31 年 4 月 18 日

公益社団法人日本精神科病院協会

会長 山崎 學 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長



水銀血圧計等の回収促進に向けた御協力について（依頼）

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 8 月に水銀に関する水俣条約が発効し、当条約では水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、水銀廃棄物について環境上適正な方法で管理することとされています。

医療機関等において使用されなくなった水銀血圧計等の退蔵品については、第 189 回国会において採決された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案に対する附帯決議」においても、「将来的な不適正処理のリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分していくことが望ましい」ことが示されています。

環境省では、平成 26 年度より医療機関における水銀血圧計等の回収を支援するための事業（以下「回収促進事業」という。）を実施しております。今年度も引き続き回収促進事業を実施し、医療機関が水銀血圧計等の回収を行う際の計画策定等に関する問合せ対応を行う予定です。

つきましては、貴団体の傘下会員に回収促進事業について周知していただくとともに、水銀血圧計等の回収に係る取組を進めるよう周知していただきますようお願い申し上げます。

お忙しい中恐れ入りますが、御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

水銀血圧計等の回収に関する問合せ先

請負者：株式会社リーテム

（環境省の「平成 31 年度水銀血圧計等回収促進業務」の請負者）

電話：03-5256-7041

担当：サステイナビリティ・ソリューション部 菅間、本間、柳

対応期間：2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 27 日まで

支援内容：水銀血圧計等の回収全般に関する技術的な助言等

*株式会社リーテムは水銀血圧計等の回収・処分を支援するのではなく、処分に当たっての計画策定等について支援する点について御留意下さい。

以上